

第23号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号および第2号中「3万2,940円」を「3万2,760円」に改め、同項第3号中「4万260円」を「3万9,000円」に改め、同項第4号中「5万1,240円」を「5万1,090円」に改め、同項第5号中「6万2,220円」を「6万6,300円」に改め、同項第6号中「7万3,200円」を「7万8,000円」に改め、同項第7号中「7万6,860円」を「8万5,800円」に改め、同号イ中「もしくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」に改め、同項第8号中「8万7,840円」を「9万7,500円」に改め、同号イ中「もしくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」に改め、同項第9号中「10万2,480円」を「11万3,100円」に改め、同号イ中「もしくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」に改め、同

項第10号中「12万780円」を「12万8,700円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「もしくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」に改め、同項第11号中「14万2,740円」を「14万400円」に改め、同号ア中「800万円」を「520万円」に改め、同号イ中「もしくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」に改め、同項第12号中「15万7,380円」を「14万8,200円」に改め、同号ア中「1,200万円」を「620万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」を加え、同項第13号中「17万2,020円」を「15万6,000円」に改め、同号ア中「2,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「に該当する」を「または次号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する」に改め、同項第14号中「20万4,960円」を「25万7,400円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 16万3,800円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 18万7,200円

ア 合計所得金額が1, 200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 21万600円

ア 合計所得金額が2, 500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第13条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8, 300円」を「1万9, 500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8, 300円」を「1万9, 500円」に、「2万1, 960円」を「2万3, 400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8, 300円」を「1万9, 500円」に、「4万7, 580円」を「5万700円」に改める。

第15条第3項中「もしくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イ」に、「第13号まで」を「第16号まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条および第15条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明) 令和6年度から令和8年度までにおける保険料率を定めるほか、規定を整備する必要がある。